



2 国税

かくていしんこく
(2) 確定申告

かくていしんこく
● 確定申告とは

じえいぎょう のうぎょう じゆうぎょう ひと まえ とし がつ にち がつ にち ねんかん え しょとく
 自営業、農業、自由業などの人は前の年の1月1日から12月31日まで、1年間で得た所得について、
 かくてい しょとくきんがく けいさん きんがく たい ぜいがく さんしゅつ かくていしんこく
 確定した所得金額を計算して、その金額に対して税額を算出して確定申告をしなければなりません、
 だいぶぶん きゅうよしよとくしゃ ひつよう
 大部分の給与所得者は必要ありません。

きゅうよしよとくしゃ つぎ ばあい かくていしんこく
 ただし、給与所得者でも、次のような場合は確定申告をしなければなりません。

- きゅうりょう ねんしゅう まんえん こ ばあい
・ 給料の年収が2,000万円を超えた場合
- きゅうりょう しょいじょう ばあい
・ 給料を2カ所以上からもらった場合

など。

さいりゅうしかく こうしん へんこう かくていしんこく うつ ひつよう ばあい ほかん
 なお、在留資格の更新や変更のときなどに確定申告の写しが必要になる場合がありますので、保管して

おきましょう。

ほんごく ふようしゃ ばあい ふようこうじょう う きゅうよしよとくしゃ ふようこうじょう う
 ※本国に扶養者がいる場合、扶養控除が受けられますので、給与所得者であっても、扶養控除を受けていない
 ばあい かくていしんこく ぜいきん かんぶ
 場合は、確定申告をして税金を還付してもらいましょう。

さんこう はままつし
 [参考] 浜松市「カナル・ハママツ」URL

<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/hamaj/index.html> (日本語)

<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/hamapo/index.html> (ポルトガル語)

かくていしんこく ひつよう
● 確定申告に必要なもの

ひつよう しょうい 必要な書類	ていしゅつさき 提出先	いつからいつまで	てすう 手数料 りょう 料
1 確定申告書(税務署に置いてあります) まえ とし しょとく しょうめい げんせんちようしゅうひょう しはら しょうめいしょ 2 前の年の所得を証明するもの(源泉徴収票や支払い証明書) がいこくじんとうろくしょうめいしょ 3 外国人登録証明書 ふようこうじょう ひつよう ほんごく ふようしゃ しゅつせいしょうめいしょ そうきんしょう 4 扶養控除に必要なもの(本国にいる扶養者の出生証明書や送金証)	ぜいむしょ 税務署	とし がつ その年の2月16 にち がつ にち 日から3月15日 まで	むりょう 無料



<p>めい 明など) ほ けんりようこうじょ ひつよう ほ けん こうじょうしやうめいしよ 5 保険料控除に必要なもの(保険の控除証明書) いんかん 6 印鑑またはサイン など</p>			
--	--	--	--

多言語生活情報



税金

▶ 税金 のトップへ

かくていしんこくしょ だいいちひょう
確定申告書 A 第一表

Sample

平成 年分の所得税の確定申告書 A

FA0012

住所 (又は居所)	フリガナ 氏名	性別 男 女	生年月日	電話番号 自宅・勤務先・携帯
平成 年 1月1日 の住所	住所主との続柄	配偶主との続柄	電話番号	一連番号
(単位は円)				
収入金額等	給与 ①	課税される所得金額 (①-②)	①	000
	公的年金等 ②	上の①に対する税額	②	
	雑所得 ③	配当控除 ③	③	
	その他 ④	住宅借入金等特別控除 ④	④	
所得金額	配当 ⑤	政党等寄付金特別控除 ⑤	⑤	
	一時 ⑥	住宅耐震改修特別控除 ⑥	⑥	
	合計 ⑦ (①+②+③+④)	差引所得税額 (⑦-⑧-⑨-⑩-⑪)	⑦	
		災害減免額 外国税額控除	⑧	
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除 ⑧	再差引所得税額 (⑦-⑧)	⑧	
	小規模企業共済等掛金控除 ⑨	定率減税額 ⑩	⑩	
	生命保険料控除 ⑩	源泉徴収税額 ⑪	⑪	
	損害保険料控除 ⑪	申告納税額 納める税金 (⑫-⑬-⑭)	⑫	00
	寡婦・寡夫控除 ⑫	還付される税金 ⑬	⑬	△
	勤労学生・障害者控除 ⑬	配偶者の合計所得金額 ⑭	⑭	
	配偶者控除 ⑭	雑所得・一時所得の源泉徴収税額の合計額 ⑮	⑮	
	配偶者特別控除 ⑮	未納付の源泉徴収税額 ⑯	⑯	
	扶養控除 ⑯	申告期限までに 納付する金額 ⑰	⑰	00
	基礎控除 ⑰	延納届出額 ⑱	⑱	000
⑮から⑰までの計 ⑲				
雑損控除 ⑳				
医療費控除 ㉑				
寄付金控除 ㉒				
合計 ㉓ (⑲+⑳+㉑+㉒)				

第一表 (平成十八年分以降用)

Source: National Tax Agency

